

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 水大気環境課 | 整理番号 | 7-1 |
|---------------------------|---|--------|------|-----|
| 処分の種類 | 特定施設の計画変更、計画廃止命令 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 公害の防止に関する条例第21条 | | | |
| 処分の概要 | 特定事業場の排出水が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に限り、特定施設の構造、使用方法、汚水の処理方法の変更、又は計画の廃止を命ずることができる。 | | | |
| 処分基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ・公害の防止に関する条例 第21条 知事は、第18条又は前条の規定による届出があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下この款において同じ。)においてその排出水に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第18条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |